

バリアフリー基準及び新たなニーズ(ハイエース・キャラバン・コミュータークラス)

	バリアフリー基準【省令】 (移動等円滑化のために必要な旅客施設又は 車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令)	H19年度調査結果における要望
【バス】	対象範囲は、乗合旅客自動車(道路運送法第4条許可。定時定路線のものに限る)。	
乗降口	・乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより踏み段を容易に識別できること	・ステップ踏み面の奥行きが足りず昇降しにくい。
	・乗降口のうち、少なくとも1つは幅80cm以上であること	
	・床面の地上面からの高さは65cm以下であること	・低床車両が必要 ・乗降口ステップ低くしてほしい。 ・乗降口開口部高さ確保
	・通路には、座席3列(横向き座席は3席)毎に、床面に垂直な手すり(握り棒)を1以上備えること	
スロープ板	・乗降口のうち、少なくとも1つはスロープ板その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備(スロープ板の幅72cm以上、スロープと水平面とのなす角度は14度以下、携帯用のスロープ板は使用に便利な場所に備えられていること)が備えられていること。	
車いすスペース	以下の掲げる基準に適合する車いすスペースを1以上設けなければならない。 ①車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。 ②車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 ③車いすを固定することができる設備が備えられていること。 ④車いすスペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。 ⑤他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされているバス車両である場合は、車いす使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。 ⑥車いすスペースである旨が表示されていること。	・車いす使用者が乗車しない場合、一般席として使用できる座席 ・セダンに比べてリフト部等コスト高 ・側部からのスロープ乗車
低床部通路	・乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅(容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅)は、80cm以上でなければならない。	・乗降口から後部座席へ行きやすくしてほしい。
手すり	・通路には、座席3列(横向き座席は3席)毎に、床面に垂直な手すり(握り棒)を1以上備えること	
座席		・左右シート間のスペース確保 ・助手席を廃止し運賃箱を設置して後部9名乗りが良い ・ベンチシートタイプの乗合タクシー(コの字配置)車両必要
降車ボタン	路線を定めて定期的に運行するワンマンバスには、車いす使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。	
車内表示装置	・バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。	
車外表示装置	・バス車両内には、車外用放送設備を設けなければならない。 ・バス車両の前面、左側面及び後面に、バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。	
車内放送装置	・バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。	
車外放送装置	・バス車両内には、車外用放送設備を設けなければならない。	
コミュニケーション設備	・バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該バス車両内に表示するものとする。	
その他		・天井高確保 ・バリアフリー基準に適合した車両がない。 ・バリアフリー基準対応のためにハイエースコミュータークラスの改造費用が550万円要した。 ・バリアフリー基準対応が難しいので適用除外を。 ・カート、手荷物、傘などの固定又は収まりスペースが必要 ・自動ドアのパワーアップ(坂道で開かない) ・ディーゼル車を望む。

バリアフリー基準、ガイドライン及び新たなニーズ(バス)

	バリアフリー基準【省令】 (移動等円滑化のために必要な旅客施設 又は 車両等の構造及び設備に関する基準を定 める省令)	ガイドライン(標準的な内容) (公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン)	ガイドライン(望ましい内容)	H18年度事故調査の提言 (ガイドラインの標準的な内容を除く。)	H19年度調査における要望
【バス】	対象範囲は、乗合旅客自動車(道路運送 法第4条許可。定時定路線のものに限 る)。	対象範囲としては、乗合旅客自動車でも乗車定員11人以上の路線バスを 想定。			
乗降口	・乗降口の踏み段の端部の全体がその周 囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差 が大きいことにより踏み段を容易に識別で きること	(段差の明示) ・乗降口の端部は路面並びに周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が 大きいことにより明確に識別できるものとする。 ・乗降口に照射灯などの足下照明を設置し、夜間の視認性を向上させる。			
	・乗降口のうち、少なくとも1つは幅80cm以 上であること	(広い開口幅) ・車いすを乗降させる乗降口の幅は900mm以上とする。(小型は800mm以 上) ・大量乗降を想定する車両の場合には、乗降口の幅は1,000mm以上とする。	(広い開口幅) ・全ての乗降口から車いすが乗降できるよう、全 ての乗降口の幅を900mm以上とすることが望ま しい。	△ドア開閉時に利用者が接触すると開閉作動を一時停 止する等扉周辺センサーの最適化を図る。 △高齢者は、降車中に体は車外に降りきっていて、手だ け手すりを握ったままの状況になることがあるため、車 外センサーまたは握り棒タッチセンサー等を検討する。 △乗降中に電源が落ちても扉が閉まらないような構造を 検討する。 △前扉が開いている時に誤って発射しないように、シフト ロック方式等防止装置を検討する。 △扉が開いている時はニーリングが解除されない等、安 全対策を図る。	・ベビーカーや買い物カートを畳まずに乗れ る前扉の幅が必要 ・前扉下部のすき間の靴巻き込み防止策が 必要
	・床面の地上面からの高さは65cm以下で あること	(乗降口床面の高さ) ・乗降時床面の高さは270mm以下とする。 ・傾斜は極力少なくする。	(乗降口床面の高さ) ・乗降時のステップ高さは200mm以下とすることが 望ましい。 ・傾斜は排除することが望ましい。		・路面から最初のステップの高さを低くして 欲しい
	・通路には、座席3列(横向き座席は3席) 毎に、床面に垂直な手すり(握り棒)を1以 上備えること	(手すりの設置) ・乗降口の両側(小型では片側)に握りやすかつ姿勢保持しやすい手すりを 設置する。 ・手すりの出っ張り等により、乗降口の有効幅を支障しないよう配慮して設置 する。 ・乗降口に設置する手すりの径は25mm程度とする。 ・手すりの滑りにくい素材や仕上げとする。	(手すりの設置) ・乗降時に車体の外側に張り出す手すりが望まし い。		
		(床面の材質) ・床は滑りにくい材質又は仕上げとする。		○寒冷地においては、ステップの雪を溶かすステッ プヒーターを設置する。	
		(ドア開閉の音響案内) ・視覚障害者等の安全のために、運転席から離れた乗降口には、ドアの開閉 動作開始ブザーを設置する。			
スロープ板	・乗降口のうち、少なくとも1つはスロープ 板その他の車いす使用者の乗降を円滑に する設備(スロープ板の幅72cm以上、ス ロープと水平面とのなす角度は14度以 下、携帯用のスロープ板は使用に便利な 場所に備えられていること)が備えられて いること。	(容易に乗降できるスロープ角度) ・車いすを乗降させるためのスロープ板の幅は800mm以上とする。 ・地上高150mmのバスベイより車いすを乗降させる際のスロープ角度は7度 以下とし、長さは1,050mm以下とする。 ・耐荷重については、電動車いす本体(80～100kg)、本人、介助者の重量を 勘案し、300kg程度とする。 ・スロープ板は、使用時にはフック等で車体に固定できる構造とする。 ・脱輪を防止するよう左右に立ち上がりゲートを設ける。 ・スロープ板の表面は滑りにくい材質若しくは仕上げとする。 ・スロープ板は、容易に取り出せる場所に格納する。	(容易に乗降できるスロープ角度) ・車いすを乗降させる際のスロープ板の角度は 5度以下とすることが望ましい。また、自動スロ ープ板、バス停側の改良等により、さらに乗降しやす い方法を採用することが望ましい。		・電動スロープの耐久性、故障の改善(小 型バス)
		(2台分確保) ・バスには2台分以上の車いすスペースを確保する。 ・車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどの場合は1台分でも やむを得ない。 ・ただし、車いすでの利用者の頻度が少ない路線にあっては1台分でもやむ を得ない。	(車いすスペースの数) ・ノンステップバスの普及に合わせ、車いすスペ ースの数の再検討が望まれる。		・車いす2台乗車時にフリースペースを拡大 して欲しい。
		(乗降口近くに設置) ・車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設置する。 ・乗降口から3,000mm以内に設置する。			

車いすスペース	以下の掲げる基準に適合する車いすスペースを1以上設けなければならない。 ①車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。 ②車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 ③車いすを固定することができる設備が備えられていること。 ④車いすスペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。 ⑤他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされているバス車両である場合は、車いす使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。 ⑥車いすスペースである旨が表示されていること。	(取り回しできる広さ) ・車いすスペースは、車いすが取り回しできる広さとする。 ・車いすを固定する場合のスペースは(長さ)1,300mm以上×(幅)750mm以上×(高さ)1,500mm以上とする。ただし2台の車いすを前向きに縦列に設ける場合には2台目の長さは1,100mm以上で良い。 ・後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。			
		(迅速な固定装置) ・車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる構造とする。 ・前向きの場合は3点ベルトにより床に固定する。 ・後ろ向きの場合は背もたれ板を設置し、横ベルトで固定する。	(迅速な固定装置) ・車いす側の治具と車側の治具が結合するような装置の開発を目指すことが望ましい。		・簡単に車いすを固定できる装置を望む／車いす側の標準化
		(安全ベルトの着用) ・前向きの場合には3点ベルト式固定装置付属の人ベルトを装着する。 ・後ろ向きの場合には、車いす用姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。	(安全ベルトの着用) ・車いす使用者がベルトを必要としない方法の開発を目指すことが望ましい。		
		(手すりの設置) ・車いす使用者がバス乗車中に利用できる手すりを設置する。	(手すりの設置) ・安全ベルトに代わり得る手すり(安全バー等)の開発を目指すことが望ましい。		
		(降車ボタン) ・車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。			
		(車いすスペースの表示) ・乗降口(車外)に、車いすシンボルマークステッカーを貼り、車いすによる乗車が可能であることを明示する。 ・車いすスペースの付近(車内)にも、車いすシンボルマークステッカーを貼り、車いすスペースであることが容易に分かるとともに、一般乗客の協力が得られやすいようにする。	(車いすスペースの使用表示) ・車いすスペースの使用の有無、使用者からの降車合図は運転席に表示されることが望ましい。		
低床部通路		(乗務員の接遇、介助) ・車いすの固定、開放、人ベルトの着脱は、乗務員が行う。			
	・乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅(容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅)は、80cm以上でなければならない。	(フラットかつ広い通路幅を確保) ・乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けない。 ・車いすが移動する部分の通路幅は800mm以上とする。 ・小型バスを除き、低床部の全ての通路幅を800mm以上とする。	(フラットかつ広い通路幅を確保) ・低床部分には段差やスロープを設けないことが望ましい。 ・小型バスを除き、低床部の全ての通路幅を800mm以上とすることが望ましい。		
後部段差		(安全に配慮) ・段差の端部は周囲の床と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより明確に識別する。 ・低床部と高床部の間の通路に段差を設ける場合には、その高さは1段あたり200mm以下とする。 ・低床部と高床部の間の通路にスロープを設ける場合には、その角度は5度以下とする。 ・スロープと階段の間には300mm程度の水平部分を設ける。 ・段差部には手すりをつける。	(安全に配慮) ・車内段差、スロープを排除したノンステップフルフラット化を目指すことが望ましい。	△ノンステップ床面と同一地上高であるフラットな床面を極力拡大し、将来はフルフラットな床面のノンステップバスを開発する。	・後部段差解消 ・最後部座席の天井が低い ・2段ステップを滑りにくくして欲しい。
手すり	・通路には、座席3列(横向き座席は3席)毎に、床面に垂直な手すり(握り棒)を1以上備えること	(伝い歩きできる間隔) ・高齢者、障害者などの伝い歩きを考慮した手すりなどを設置する。 ・車いすスペースについては、車いすの移動に支障をきたさないように手すりなどを配置する。 ・縦手すりは、座席2列(横向きの場合は2席)ごとに1本配置する。 ・車いすスペースについては、吊り手などを併用する。 ・タイヤハウスから優先席周辺まで高さ800mm程度の位置に水平手すりを設置する。	(伝い歩きできる間隔) ・縦手すりは、座席1列ごとに1本配置することが望ましい。	○縦握り棒は、必要に応じて増設する。	・座席毎に縦手すりがほしい(小型バス)
		(握りやすい形状、素材) ・手すりは、乗客が握り易い形状とする。 ・手すりの径は300mm程度とする。 ・手すりの表面は滑りにくい素材や仕上げとする。【色については「室内色彩」の項目にて記載】			・座席背面の取っ手を握りやすいものにしてほしい。

室内色彩		(白内障や色覚障害者に配慮) ・座席、手すり、通路及び注意箇所などは高齢者や視覚障害者にもわかりやすい配色とする。 ・高齢者および色覚障害者でも見えるよう、手すり、押しボタンなど、明示させたい部分には朱色または黄赤を用いる。 ・天井、床、壁面など、これらの背景となる部分は、座席、手すり、通路及び注意箇所などに対して十分な明度差をつける。	(白内障や色覚障害者に配慮) ・眩しさを与える色、材質の使用を控えることが望ましい。		
座席		(座りやすい座席) ・床面からの高さ、奥行、背当ての角度、座面の角度等を配慮し、座りやすく、立ち上がりやすいものとする。		△タイヤ直径を更に小さくし、車内に飛び出すタイヤハウスを極力小さくし、車内段差を低減する。	・前部タイヤハウス上の座席高さ解消 ・立着席時に邪魔にならない肘掛け ・前向き座席は前後の座席間隔が狭い ・横向座席は不安定で危険
		(床面から座面までの高さ) ・400～430mm程度			
		(シートの横幅) ・1人掛け:450mm±10mm ・2人掛け:810mm±10mm			
		(座面の奥行き) ・410mm程度±10mm			
		(手すり) ・手すりは、握りやすく、立ち座りしやすいものとする。			
					・ノンステップバスの座席数増
優先席		(乗降口近くに配置) ・優先席は乗降口に近い位置に3席以上(中型では2席以上、小型では1席以上)設置する。			
		(立ち座りのしやすさを向上) ・優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ立ち座りに配慮した構造とする。 ・乗客の入れ替わりが頻繁な路線では、優先席は少し高め(400～430mm)の座面とする。			
		(シートの色 優先席の表示) ・優先席は、①座席シートを他の座席シートと異なった配色とする、②優先席の背後の窓に優先席であることを示すステッカーを貼る等により、優先席であることが車内及び車外から容易に分かるとともに、一般の乗客の協力が得られやすいようにする。			
		(操作しやすい降車ボタン) ・優先席には、乗客が利用しやすい位置にわかりやすい降車ボタンを設置する。 ・降車ボタンは肢体不自由な人等でも使用できるものとする。 ・乗客が体を大きく捻ったり、曲げたりするような位置への降車ボタンの配置は避ける。			
降車ボタン	路線を定めて定期的に運行するワンマンバスには、車いす使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。	(位置の統一) ・降車ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設置する。 ・視覚障害者に配慮し、降車ボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設置する降車ボタンはこの限りではない。 (ガイドラインの内容を満たす限りにおいて、座席の背もたれや肘掛けに降車ボタンを追加することを妨げるものではない。)			
		(高さ) ・縦手すりに配置する降車ボタンは、床面より1,400mmの高さとする。 ・座席付近の壁面に配置する押しボタンは、床面より1,200mmの高さとする。			
		(形状) ・降車ボタンは、停車確認ランプと一体型とする。 ・高齢者及び肢体不自由な人等のために、車いす用スペース近くの低めの位置等に、タッチ部分の大きい降車ボタンを設置する。			

運賃箱・整理券発行機		(わかりやすく 使いやすく) ・運賃箱には、釣り銭が自動で出るのか、事前に両替が必要な案内を表示する。 ・カードリーダーの位置はわかりやすく示す。 ・運賃箱は、乗客に利用しやすい形状とし、乗客の運行に影響を与えない位置に設置する。 ・釣り銭受け皿等、低い位置に設置する場合は床から600mm以上の位置に設置する。 ・運賃箱は、投入口、釣り銭受け皿、両替機、カード挿入口等がわかりやすい案内表示をつけるとともに、縁取りなどにより識別しやすいものとする。 ・料金表示は、大きな文字により、背景色と明度差・彩度差を確保したわかりやすい表示とする。	(わかりやすく 使いやすく) ・運賃の収受方法の整理、統一化等を検討し、さらに使いやすく形状や配置が統一化されたコンパクトな運賃箱・カードリーダー・整理券発行機を開発し採用することが望ましい。また、これらの設置位置も統一することが望ましい。	○薄型運賃箱を導入し、前扉の通路幅を確保する。 △運賃の収受方法の統一化等を検討し、更に使いやすくコンパクトな運賃箱を開発する。	・運賃表示が小さく見づらい。
		(整理券発行機の音声案内、設置位置) ・視覚障害者が整理券を取りやすいように、行先案内を含む整理券発行機の音声による案内は、発券口付近から行う。 ・整理券発行機は、乗降に支障のない位置に設置する。			
車内表記		(わかりやすい表記) ・車内表記は、わかりやすい表記とす。 ・車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。 ・ピクトグラム及びその大きさは参考例を参照する。 ・認知度の低いピクトグラムについては、当面最小限の文字表記を併用する。	(わかりやすい表記) ・文字表記には英語やひらがなを併記することが望ましい。		
車内表示装置	・バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。	(文字による次停留所案内) ・乗客が次停留所名等を容易に確認できるよう次停留所名表示装置を車内の見やすい位置に設置する。 ・表示装置は大きな文字で表示し、ひらがな及び英語を併記または連続表示する。 ・次停留所名は、可能なかぎり前部以外の場所にも表示する。 ・弱視者・色覚障害者に配慮し、見分けやすい色を用いて、表示要素ごとの明度差・彩度差を確保した表示とする。	(文字による次停留所案内) ・乗客が次停留所名等を車内のどの場所からも確認できるようにすることが望ましい。		・次停留所表示器を増設して欲しい。
			(経路・行先等表示装置) ・経路、停留所名、行先等がわかるような車内表示を行うことが望ましい。		
			(緊急時の情報提供) ・聴覚障害者等が緊急時に正確な情報を把握できるように配慮し、緊急時の情報を文字により提供する。また、緊急情報内容のうち定型化可能なものは表示メニューを用意することが望ましい。		
車外表示装置	・バス車両内には、車外用放送設備を設けなければならない。 ・バス車両の前面、左側面及び後面に、バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。	(文字による行先案内) ・行先、経路、系統、車いすマーク等は、車外の乗客から容易に確認できるようにする。 ・表示機は夜間でも視認可能なものとする。 ・寸法は300mm以上×1,400mm以上(前方)、400mm以上×700mm以上(側方)、200mm以上×900mm以上(後方)(ただし、2m幅の車両の場合は125mm以上×900mm以上(前方および後方)、180mm以上×500mm以上(側方))とする。 ・LED表示機の場合は直射日光のもとでも視認可能なものとする。 ・大きな文字で表示し、ひらがな及び英語を併記または連続表示する。 ・弱視者・色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素ごとの明度差・彩度差を確保した表示とする。			・LEDを多色化して、色で行き先の系統を識別できるようにして欲しい。
		(ノンステップバスであることを表示) ・ノンステップバスであることを車両の前部、側面、後部からわかるよう表示する。			
車内放送装置	・バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。	(次停留所等の案内放送) ・視覚障害者などでも容易に、かつ、正確に次停留所、乗り換え案内などの情報が車内で得られるようにする。 ・バスに曾根得られている車内放送設備により次停留所、乗り換え案内などを聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返し行えるようにする。 ・降車ボタンに反応し、「次とまります」の音声流れるようにする。 ・次停留所名の放送は、前停留所発車または通過直後、及び次停留所停車直前に行う。		△路面で荒れている等により、車体に急激なゆれが生じた場合等に、車内アナウンスを運転者に代わって自動で行う装置を開発する。	

車外放送装置	・バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。	(行先、経路等の放送) ・車外の乗客とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。 ・バスに備えられている車外放送設備により、系統番号、行き先、経路等の案内を繰り返し行えるようにする。 ・視覚障害者などでも容易に、かつ、正確に系統番号、行き先、経路などの情報が車外で得られるよう聞き取りやすい音量、音質、速さで放送する。 ・視覚障害者の乗降に配慮し、ノンステップバスである旨、前乗り、中乗り、後乗りの別を音声で案内する。 ・バス車体規格集等に準じ、車外スピーカー、インターホンマイクの取り付け位置を統一する。			
コミュニケーション設備	・バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該バス車両内に表示するものとする。	(聴覚障害者用コミュニケーション設備) ・バス車両内には、筆談用のメモ・筆記用具などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ・この場合においては、当該設備を保有している旨を車両内に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。 ・筆談用具がある旨の表示については、乗務員席付近であって、乗務員及び乗客から見やすく、かつ、乗客から手の届く位置に表示する。	(コミュニケーションボード) ・言葉(文字と話し言葉)による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103で規定されたコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。		
運転席				○運転席のマイク切替スイッチとドア開閉スイッチを識別しやすくし、誤操作を防止する。 △運転席まわりのスイッチ類が材質、形状、設置位置、操作方向等で確実に識別できるようにするために、今後、技術的検討を行う。	
その他				△バス車内に荷物棚を設備する。また、座席付近にフックを取り付けることを検討する。ノンステップバスのタイヤハウス上の座席を設置せずに、荷物棚を設置するための自主基準を作成する。 ○車いす用固定ベルト入れ、運賃箱、ヒーター等の角のある箱類は、利用者に配慮して設置する。 △車内利用者の挙動(高齢者の着座、乗降口からの乗降車等)を十分把握できるよう、モニターカメラ等を設置するための自主基準を作成する。(ドライブレコーダーの活用も検討) ○冬季の降雪時等における床面の水分を除去しやすい位置に、暖房装置を設置する。 ○登り坂等でブレーキから足を離しても、コンピューター制御により制動力をそのまま維持し、滑らかな坂道発進が行え、安全性が向上する坂道発進補助装置を装着する。	・7m未満45人乗りくらいの車両の設定が欲しい。 ・排ガス規制による車両価格の値上がりがあり困る ・標準化による価格低減効果に期待したい ・低価格ハイブリッド(ワンステモ)の導入

バリアフリー基準、ガイドライン及び新たなニーズ（一般タクシー）

	バリアフリー基準【省令】 (移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令)	ガイドライン【指針】(標準的な内容) (公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン)	ガイドライン【指針】(望ましい内容)	H19年度調査における要望
【福祉タクシー】	対象範囲は、「福祉タクシー」に該当する以下の車両。 ①車いす等対応車(車いす、寝台等を使用したまま車内に乗り込めるもの) ②回転シート車(座席が回転し車内に乗り込みやすいもの)	対象範囲としては、ユニバーサルデザインタクシー(ほぼ流しに近い。欧米で運行)を含む福祉タクシーのほか、一般タクシー(通常の流しのタクシー。視覚・聴覚障害者への対応がメイン)を想定。		
乗降口	スロープ板、リフト、寝台、担架その他の車いす使用者や寝台等使用者の円滑乗降用設備があることを基準化。	(車いすを使用したまま乗車できる乗降口の広さ) ・乗降口のうち1カ所は、スロープ、その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。 ・車いすのまま乗車できる乗降口を1以上設け、その幅は750mm以上、高さは1,350mm以上とする。	(車いすを使用したまま乗車できる乗降口の広さ) ・幅は800mm以上が望ましい。	
		(車いす対応の室内高) ・車いすのまま乗車できる車両の室内高は、1,400mm以上とする。		
		(乗降口地上高) ・高齢者の円滑な乗降、車いす使用者が車いすのまま乗車する際のスロープの勾配を緩やかにするため、停車時の乗降口地上高はできる限り低くする。 ・停車時の乗降口地上高は、300mm以下とする。 ・ただし、高齢者、松葉杖使用者等の乗降補助のために、1段の高さを200mm未満とするために補助ステップ等を設置する場合はこの限りではない。(停車時の乗降口地上高を低くするために、ニーリング機構を設けても良い)	(乗降口地上高) ・高齢者、車いす使用者の乗降を円滑にするために、停車時の乗降口の高さは、200mm以下の段差とすることが望ましい。	・低床
		(スロープの勾配) ・横から乗車:スロープの勾配は、14度以下とする。	(スロープの勾配) ・横からの乗車:スロープの勾配は、10度以下が望ましい。 ・後部から乗車:同上。	
		(乗降口の端部) ・乗降口の端部は、その周囲の部分や路面との明度差が大きいこと等により、身体障害者、高齢者が端部を容易に識別しやすいようにする。		
		(床面の材質) ・乗降口付近の床の材質は、滑りにくい仕上げとする。		
		(足下照明灯) ・夜間においても足下が見やすいように、乗降口にはドア開口時に点灯する足下照明灯を設置する。		
	(福祉タクシー車両) ○車いす等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ・スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架(以下この項において「寝台等」という。)又はその他の車いす使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。 ・車いす又は寝台等の用具を備えておくスペースが1以上設けられていること。 ・車いす又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。	(スロープ又はリフトの設置) ・乗降口のうち1カ所は、スロープ、その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。		・車いす乗降は故障の心配がないスロープ対応が良い。
		(スロープの勾配) ・横から乗車:スロープの勾配は、14度以下とする。 ・後部からの乗車:同上。	(スロープの勾配) ・横からの乗車:スロープの勾配は、10度以下が望ましい。	・側部からのスロープ乗車が可能なもの。

スロープ		(スロープの幅) ・スロープの幅は720mm以上とする(ただし、車両取付部(750mm以上)はこの限りではない。) ・車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。 エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないように留意する。	(スロープの幅) ・スロープの幅は800mm以上が望ましい。	
		(スロープ表面の材質) ・スロープの表面は滑りやすい素材であること。		
		(スロープの耐荷重) ・スロープの耐荷重は、電動車いす本体(80～100kg程度)、車いす使用者本人、介助者の重量を勘案し300kg以上とする。ただし、介助者が車いす使用者と同時に利用しない場合には200kg以上とする。		
		(スロープの設置方法) ・スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープと床面に段差ができないような構造とする。		
		(スロープの格納方法) ・スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。		
乗降用手すり		(手すりの設置) ・身体障害者・高齢者の乗降の円滑化、姿勢保持、立ち座り、安全確保のために、乗降口には手すりを設置する。		
		(手すりの色) ・夜間や薄暗い時、又は高齢者、弱視者の安全のために、手すりは容易に識別できる配色であること。 ・手すりの色は朱色又は黄赤とする。 ・手すりとその周囲の部分との色の明度差をつける。		
		(手すりの形状) ・身体障害者・高齢者が握りやすい形状であること。 ・パイプ径は20～30mm程度とする。		
		(手すりの材質) ・身体障害者・高齢者が握りやすいように、手すりの表面はすべりにくい材質や仕上げであること。		
床の材質、形状		(床の材質) ・床の材質は、滑りにくい仕上げとする。		
		(床の形状) ・車いす使用者が安楽で適正な座位姿勢を保てるように、固定スペースの床面は水平にする。		
車いすスペース	(福祉タクシー車両) ○車いす等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ・車いす又は寝台等の用具を備えておくスペースがー以上設けられていること。	(車いすスペースの設置) ○次に掲げる規格に適合する車いすスペースを1以上設置する。 <位置> ・車いすスペースは、車いすの進入しやすい位置に設ける。 <広さ> ・車いすを固定するスペースは、長さ1,300mm以上、幅750mm以上、高さ1,400mm以上とする。 <車いす使用者の視界の確保> ・車いす使用者の外への視界を、座席利用者同様に確保する。		
		(車いすの方向転換に必要なスペース)((側方からの乗車)) ・車内には車いすが介助により転回できるスペースを確保する。注：回転盤を使用する場合はこの限りではない。		